

霧島市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について

霧島市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を次のように改正する。

平成26年2月18日提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

霧島市ひとり親家庭医療費助成に関する条例（平成17年霧島市条例第150号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第6号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

平成25年6月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正され、題名が改められたことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。